

公益社団法人滋賀県不動産鑑定士協会

## 事業計画書—令和6年度—

自：令和 6年4月 1日

至：令和 7年3月31日

### 1. 社会一般に対する講演会や相談会等の開催

#### (1) 講演会等の開催

不動産市場や評価等に関する社会的な関心事をテーマに取り上げ、学識経験者や実務家による発表を通して、問題解決や社会的理解の促進に努める。

対象者：県民、不動産関連事業者、実務家、学者、地方公共団体職員、士業等

#### (2) 相談会の開催

不動産価格、借地借家、地代家賃をはじめ不動産に関する諸問題に関し、相談者の問題解決に導くアドバイスを行う。

対象者：県民等

#### (3) 滋賀大学、滋賀短期大学にて寄付講座の開設

国立大学法人滋賀大学経済学部および学校法人純美禮学園滋賀短期大学にて講義を行う。不動産鑑定士の知識、見識を広く伝え一般の豊かな生活に寄与する。

対象者：滋賀大学学生、滋賀短期大学学生

### 2. 不動産市場に関する調査分析と情報発信

#### (1) 地価調査等集計分析

滋賀県地価調査及び地価公示等の集計分析を行い、公共団体や社会一般に発信する。年2回開催。県及び地方公共団体への配布、HPにより社会へ発信する。

#### (2) 滋賀県地価調査（基準地案内図）の発行：年1回発行（10月）

#### (3) 地価公示（滋賀県）（標準地案内図）の発行：年1回発行（4月）

#### (4) 不動産市況D I

滋賀県内の不動産関連事業者に対し、県内地価及び不動産市況に関する現状認識と先行きに関するアンケートを実施し、「滋賀県不動産市況D I」として発表を行う。年2回実施。地価公示・地価調査の公表時に共にプレス発表し、県及び当士協会のHPにより社会へ発信する。

#### (5) 不動産取引市場分析及び情報発信

滋賀県内の不動産取引の動向を把握し、土地取引集計分析等を行い、不動産市場の透明化に寄与すべく、不動産市場に関するHPを充実させ、一般への情報発信を行う。

対象者：県民、不動産関連事業者、学者、地方公共団体職員、専門士業等

### 3. 鑑定評価に有用な情報の収集整備・活用

- (1) 不動産の鑑定評価に必要となる一般資料、要因資料、事例資料（取引事例、賃貸事例、造成事例、収益事例、建設事例等）を収集整備し閲覧に供する。
- (2) 不動産市場の実態調査の一環として、地代データや不動産取引慣行に関するデータを収集し、分析整備を行い閲覧に供する。
  - (1)・(2)の対象者：不動産鑑定士等
- (3) 国土交通省が実施する不動産取引価格情報提供制度（新スキーム）に基づき、会員（地価公示鑑定評価員）が取引価格についての調査を行い、国のサーバに当該データを登録することにより、滋賀県内の不動産取引価格情報を国土交通省HP上で閲覧に供する。

対象者：県民、不動産関連事業者、学者、地方公共団体職員、専門士業等

### 4. 国又は地方公共団体等の委託を受け、不動産市場や地価に関する調査研究・研修等

- (1) 地方公共団体等委託事業  
滋賀県からの地価調査事業の受託。年1回。
- (2) 固定資産税評価に関する事務委託業務  
県下市町から受託。随時。
  - 2 固定資産税評価にかかる土地評価協議会及び各地区ブロック協議会関連の資料作成の充実を図り、価格バランスの適正化・均衡化を目指す。
  - 3 固定資産税評価に関連する評価基準等、評価上の課題に関する研究の充実を図る。
  - 4 地方公共団体等の固定資産評価業務担当者向けスキルアップ研修会等を開催する。
- (3) リバースモーゲージ事業  
社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会から生活福祉資金（要保護世帯向け不動産担保型生活資金）貸付事業制度に係る不動産鑑定評価に関する実施業務を受託。随時。

### 5. その他の事業について

- (1) 研修会  
不動産の鑑定評価、倫理、技術向上等に関する研修会を行う。
  1. 鑑定評価に関する研修会
  2. 不動産に関連する事項の研修会（税務、法務、経営、行政法規等）
  3. 倫理に関する研修会
  4. 情報管理に関する研修会
  5. 相談技術、プレゼンテーション等に関する研修会
  6. その他専門士業としての知識・技能に関する必須研修

対象者：県内・全国の不動産鑑定士等

単位認定(1単位/時間)研修の形で実施する。

- (2) 鑑定評価制度の社会的有用性に関するPR活動
- (3) 災害時における支援等に関する事業
- (4) 自治体アセットマネジメントに係る滋賀大学及び自治体との共同研究
- (5) 他団体との交流  
会員の資質向上のため、他の専門士業団体及び他県の同士業団体との交流を行う(弁護士会・会計会・税理士会・司法書士会・社労士会との「六士会」等)。
- (6) 会員相互が行う親睦会・交流会等の補助

以 上